

○石巻地方広域水道企業団建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則

平成13年4月26日

石広水規則第1号

改正 平成17年3月31日規則第3号

平成21年8月27日規則第3号

平成24年11月7日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）に定めるもののほか、石巻地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 石巻地方広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、令第5条第1項及び第5項並びに令第7条第4項の規定による公表を、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 閲覧所において公衆の閲覧に供する方法
- (2) インターネットにより企業団のホームページにおいて公衆の閲覧に供する方法

2 前項第1号の規定により閲覧に供する場合は令第5条第1項各号に規定する内容を記載した書面により、前項第2号の規定により閲覧に供する場合は令第5条第1項各号に規定する内容を企業団のホームページへの掲載により行うものとする。

(公表の対象となる建設工事等)

第3条 企業長は、予定価格が130万円を超える建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託の契約を締結したときは、令第7条第2項に規定する公表事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14の規定により随意契約した場合における令第7条第2項第9号に規定する事項
- (3) 最低制限価格

(公表の開始の告示)

第4条 企業長は、前条の規定による公表を開始するときは、あらかじめその開始日を告示

し、企業団のホームページに掲載しなければならない。

(閲覧所における閲覧)

第5条 閲覧所は、企業団総務課管財係に設置する。

2 閲覧所における閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。

3 石巻地方広域水道企業団の休日を定める条例(平成元年石広水条例第6号)第1条第1項に規定する企業団の休日は、閲覧所を閉鎖する。

4 企業長は、庁舎の管理その他の事由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、閲覧所における閲覧時間を短縮し、又は臨時に閲覧所を閉鎖することができる。

(閲覧所における閲覧の停止等)

第6条 企業長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、閲覧所における閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 他人に迷惑を及ぼし、又はおそれがあると認められる者

(2) 閲覧に際し、職員の指示に従わない者

(インターネットによる閲覧の停止等)

第7条 企業長は、企業団のホームページの更新その他の事由により必要があると認めるときは、インターネットによる閲覧を臨時に停止することができる。この場合においては、あらかじめ、企業団のホームページにその旨を記載するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(石巻地方広域水道企業団競争入札結果公表要綱の廃止)

2 石巻地方広域水道企業団競争入札結果公表要綱(平成7年石広水訓令甲第3号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月27日規則第3号)

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則(平成24年11月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。